

広島県告示第八百三十五号

腐蛆病のまん延を防止するため、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条の規定によつて、次の区域に係るみつばち、巣箱、巣脾及びその他の腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出入を禁止する。ただし、船又は車に積載したまま通過する場合はこの限りでない。

平成二十年十月十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

福山市のうち芦田町大字福田、芦田町大字上有地、芦田町大字下有地、芦田町大字向陽台、芦田町大字柞磨、駅家町大字向永谷、駅家町大字大橋、駅家町大字今岡、駅家町大字上山守、駅家町大字坊寺、駅家町大字江良、駅家町大字倉光、駅家町大字近田、駅家町大字中島、駅家町大字弥生ヶ丘、駅家町大字新山、新市町戸手、新市町相方、新市町新市、赤坂町大字赤坂、府中市のうち中須町及び栗柄町